

生成 AI 導入にかかる実証業務

企画競争説明書

令和 8 年 3 月

海上保安庁装備技術部管理課

「生成 AI 導入にかかる実証業務」の業務の履行を希望する企業等は、別紙 1 の事業内容書の業務を行うための提案について、次の要領に従って提案書を作成のうえ、下記のとおり提出してください。

記

1 実施業務内容

別紙 1 事業内容書の通り

2 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 海上保安庁総務部長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (6) 見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

3 企画競争の担当部課等名

海上保安庁装備技術部管理課

4 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間：令和 8 年 3 月 19 日（木）10 時 00 分から
同年 5 月 7 日（木）17 時 00 分まで
- (2) 交付場所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
海上保安庁装備技術部管理課
T E L : 03-3591-6361（内線 4140）
メール : misagawa-p947g@mlit.go.jp
- (3) 交付方法：以下の担当者から手交またはメールにて交付します。
海上保安庁装備技術部管理課 新技術調査官 三佐川、池田

5 提案書等の作成様式、記載事項、添付書類及び提出部数

(1) 作成様式－原則としてA4縦

(2) 提案書（提出部数5部）の記載事項

ア 提案書（別紙2の様式1参照）

イ 業務実施方針・・・A4版 2頁程度

（ア）企画競争説明書を十分に理解した上で、提案主体として、業務実施に当たっての基本方針・考え方を整理し提出して下さい。

ウ 業務実施体制・・・A4版

（ア）別紙2の様式2を参考に業務実施体制及び業務実施予定者の業務経歴書（1枚/人程度）を提出して下さい。

（イ）なお、業務実施予定者については、死亡・病気・退職等の真にやむをえない場合を除き、変更は認めません。

エ 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る）・・・A4版

（ア）再委託がある場合は、再委託先の事業者名及び住所、再委託する業務範囲、再委託の必要性、業務範囲ごとの委託額を記載してください。

（イ）再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記①～③が明確に判断できるようにしてください。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②に限る。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）…再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、発注者の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ入力、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

【記載例】

（再委託業務）〇〇に係る手配

（再委託金額）〇〇千円

オ 実施工程・・・A4版 1頁程度

（ア）業務を円滑に遂行するための実施工程を具体的に記載し提出して下さい。

(3) 添付書類

ア 見積書及び内訳書

イ パンフレット等（提案主体の企業等概要がわかるもの）

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標として、以下の認定を受けている場合は、当該認定通知書の写し

（ア）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）

※労働者100人以下の企業で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の届出を行っている場合は、当該行動計画の策定・変更届の写し

- (イ)「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定
 - (くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定)
- (ウ)「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定（ユースエール認定）

エ その他

- (ア) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（関東・甲信越地域）に係る資格審査結果通知書の写し

(4) 提出部数

- 5部（正1部、写4部）及び電子データ
（電子メール又は指定の外部ストレージ）

※写1部は社名を記載していないものを提出すること

- (5) 本企画競争に参加を希望される場合は、提案書の提出に先立ち、企画競争参加願（別紙2の様式3参照）を提出ください。

6 提案書等書類の作成に用いる言語、通貨及び単位

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：円
- (3) 単位：日本で標準使用している単位を用いること

7 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合であっても、提出期限までに業務担当課へ提案書の到達が必須）

提出先：4.(3)記載の担当者あて提出

提出期限：令和8年5月7日(木) 17時00分 必着

期限までに提出先に到達しなかった提案書は、いかなる理由があっても特定されません。また、提案書の差し替え及び再提出は原則として認めません。

8 提案書の提出等に際して問い合わせ先

4.(1)説明書の交付期間内に以下の者のいずれかに、できる限りEメールでお問い合わせください。なお、回答方法についてはこちらから連絡の上、確認をさせていただきます。また、評価基準及び評価基準に対する配点方法等の問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承下さい。

海上保安庁装備技術部管理課 三佐川、池田

Eメール：misagawa-p947g@mlit.go.jp

T E L：03-3591-6361（内線4140）

9 説明会実施の有無、日時及び場所等

説明会は実施しません。

10 提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

日程：令和8年5月8日～5月13日のいずれかの午後（予定）

提案書受領後に該当の社へ個別にご連絡します。

場所：海上保安庁入札室（中央合同庁舎 3 号館 10 階）（予定）

内容：作成した資料にて企画提案者による 30 分以内のプレゼンテーションと質疑
応答

11 契約条件

(1) 予算額：35,000,000 円（消費税込み）を上限とする。

（この金額には別添事業内容書に記載した「事業内容」「要件」「利用料」等のほか、提案の実現のために当庁が有する情報システムに改修や設定変更が必要な場合はその経費を含むものとする。）

(2) 履行期限：令和 9 年 3 月 31 日（水）

(3) 支払については、企画競争説明書等に記載の事項を全て完了した事が、検査職員によって確認された後に、請求書に基づき支払う。

12 提案書の特定をするための評価基準

(1) 業務の実施体制及び支援体制・実績等

ア 実施体制

業務を遂行する人員・組織体制が、具体性・実現性を持って提案されているか。

イ 業務管理

本業務の実施方針が明確であり、業務を円滑かつ確実に実施するための適切なスケジュール管理がなされる業務管理体制が提案されているか。

ウ 支援体制

業務を円滑に実施するため、担当者と適宜打合せを実施することとなっているか。相談・問い合わせができる窓口を設置し、適切な対応ができるか。

エ 業務の実績

過去に国又は地方自治体への AI サービス提供の実績があるか。また、本業務と同規模の実績など、業務遂行のために有効な実績であるか。

(2) 企画提案内容

ア 基本要件

(ア) 使用する大規模言語モデル（LLM）

使用する大規模言語モデルは性能が高いモデルを使用できるか。使用状況によりモデルの切り替え可能など工夫がされているか。

(イ) 利用制限等

通常の生成 AI（汎用生成 AI）の利用制限が可能であり、汎用生成 AI の利用を制限する仕組み・工夫があるか。

(ウ) 標準プロンプトテンプレート

一般的な行政事務において活用できる標準プロンプトテンプレートが 10 種類以上あり、有用であるか。

(エ) ユーザーインターフェイス（UI）

UI は、アクセシビリティ、レスポンスデザイン、カスタマイズ性などに

配慮した使いやすい画面構成、操作性の提案となっているか。

イ 利用者数等

300人以上のアカウントが作成可能であり、認証方法は管理しやすい方法か。また、同時接続数は利用者数に見合った規模以上の数の提案となっているか。

ウ 管理者機能

管理者機能は操作しやすく、利用履歴や利用トークン数などのデータの閲覧、出力が可能か。

エ 機密情報漏洩防止機能

機密情報の入力をブロックするなど機密情報漏洩防止に配慮した機能提案となっているか。当該機能を実現するため検出方法やブロック方法、更新とメンテナンスなど具体的な提案となっているか。

オ RAG 機能

(ア) データ量等

100以上のRAGインスタンスを登録・管理が可能であり、業務データは500GB以上を保存でき、必要に応じ追加可能など拡張可能な提案となっているか。

(イ) 利用できるデータの形式

必須の形式(PDF、Word、Excel、PowerPoint形式)を満たし、Microsoft製品など必須以外の様式も利用可能な提案となっているか。

(ウ) 回答内容の評価

利用者の回答に対する評価は必須であるが、その方法は容易で、集計・分析しやすい提案となっているか。

(エ) RAG の精度向上

データチューニング、構造化などRAGの精度向上を図る具体的な仕組みの提案となっているか。また、効果測定の指標等が整理されているか。

カ セキュリティ

セキュリティ要件を満たしているか。また、より高度なセキュリティ環境構築のための具体的な提案がなされているか。

キ その他の機能

(ア) 入力頻度が高い指示文(プロンプト)を容易に活用できる提案となっているか。

(イ) 業務ニーズに応じて機能追加が可能な構成となっているか。

ク 運用保守管理

サービスが安定的に稼働し、SLAなどサービス品質を保証できる基準があり、不測の事態に対応できる体制となっているか。

利用支援のため、利用者からの問合せに対応できる仕組みがあり、不測の事態に対応できる体制となっているか。

ケ 研修

利用する職員のリテラシー・技術が向上するような内容の研修となっているか。

コ 導入効果分析

(ア) 中間報告

以下について、生成 AI 導入効果分析報告書（中間報告）の納品期日までに分析した範囲で作成すること。

- ・生成 AI 導入の効果を定量的に分析
- ・RAG の回答精度向上を分析
- ・海上保安庁として効果的な生成 AI システム提案
- ・提案したシステムの概算見積

(イ) 最終報告

以下について、実証期間内に分析した範囲で作成すること。

- ・生成 AI 導入の効果を定量的に分析
- ・RAG の回答精度向上を定量的に分析
- ・海上保安庁として最も効果的な生成 AI システム提案
- ・提案したシステムの概算見積

サ その他の提案

その他、企画指示書にない追加提案があるか。有効な活用が図られるような工夫、追加機能の提案となっているか

(3) 見積価格

提案上限内の見積もり金額で、見積書はわかりやすく内訳は具体的か。
提案見積価格が予算上限額を超えている場合は、失格とする。

(4) 納品物

成果物について、業務要件を実現するために事業内容書に記載されている以上の具体的な提案がなされているか。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得しているか。

13 契約書作成の要否

契約書の作成が必要となります。

14 情報保全

情報保全に関し以下書類の作成が必要となります。

- ・情報保全に係る履行体制に関する誓約書
- ・情報保全に係る履行体制に関する資料

15 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は、提案者に無断で二次使用は致しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。
返却を希望しない場合は、提案書提出の際にその旨お申し出下さい。
- (4) 適当な提案書が無い場合は、中止又はその他の方法によることがあります。

- (5) 応募資格を有していない提案者が作成した提案書、又は提出された提案書類に不備がある場合などは、受理できません。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者を指名停止にする可能性があります。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有に関する情報の公開に関する法（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、あらかじめ「開示」を予定している書類とします。
- (8) 提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定しただけあり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものでありません。
- (9) 企画競争の結果として、次の項目について、特定者の決定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表します。なお、この場合、各提案者の提案内容については、その内容の二次的使用を回避・保護する観点から原則として公表しません。
 - ア 提案書が特定された企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - イ 各企業の評価項目毎の評価得点及び合計点
- (10) 提案書を提出した者のうち提案書を特定しなかった提案者に対して、当該提案を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知します。

上記通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により装備技術部管理課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
- (11) 本事業は令和 8 年度予算成立が前提である。

以上

6 本事業の概要

(1) 実証の目的・課題

職員の業務負担軽減や生産性の向上を図るため RAG を利用した生成 AI の業務での活用について実証を行う。

検証に当たっては、登録する業務データの内容や質などで生成 AI の回答内容が変化するので、回答精度が高まるようデータを調整する必要がある。

また、生成 AI に対する基本知識の不足や有効な活用方法が浸透していないことから、利用する職員の生成 AI に対するリテラシー向上を図る必要がある。

(2) 事業内容

- ア RAG を利用した生成 AI システムの構築
- イ 回答精度向上のための技術・手法の検証
- ウ プロンプト入力サポートや職員研修など効果的利用に関するサポート業務
- エ 情報セキュリティ対策と安全なクラウド環境による利用の検証
- オ その他、定量的な効果を把握するための技術・手法など効果的な活用方法の検証

7 要件

(1) 基本要件

ア ブラウザの画面から最新の大規模言語モデル（以下「LLM」という。）である OpenAI 社の GPT 等を利用した生成 AI サービスが利用できること。LLM の種類は受託者の提案に基づくものとする。（採用する LLM の種類については、受託者からの提案を踏まえ、発注者と協議のうえ決定するものとする。）利用する LLM について、同一モデル内で新たなバージョンがリリースされたときは、対応方針について担当に報告した上で、品質、安全性等について検証を行い、アップデート対応を行うこと。

イ ユーザーからのプロンプトに対し一般的な事項に基づいた回答が可能（以下、本機能を「汎用生成 AI」という。）とするが、汎用生成 AI の利用を制限する仕組み・工夫があること。

ウ 一般的な行政事務において有用と考えられる標準プロンプトテンプレートを提供すること。（受託者において既存の標準テンプレートセット等を用意している場合は、既存の標準テンプレートを利用することも可とする。）

なお、標準プロンプトテンプレートは、少なくとも 10 種類以上を用意すること。

エ 庁内固有のデータ（以下「業務データ」という。）を取り込み、検索・参照した上で生成 AI が回答を生成する仕組み（RAG）が利用できること。

オ Microsoft Edge の最新バージョンを用いて利用できること。

カ 海上保安庁のインターネット接続系端末からインターネットを経由して利用できること。

キ ユーザーインターフェイス（以下「UI」という。）は、現在、職員はブラウザ版の copilot を利用していることから、これらと比べて違和感のないものとする。なお、UI の具体的なデザインや機能については、受託者の提案に基づ

くものとする。

(2) 利用者数等

ア 300人以上のアカウント作成が可能なこと。

ただし、契約額の範囲内で当該想定を上回って利用できる場合は、これを提案すること。（初期の利用は最大1,200人程度）

また、最終的には海上保安庁全職員（15,000人程度）の利用も検討しているところ、容易にスケールアップできる構成とすること。

イ 同時接続数は受託者の提案に基づくものとするが、同時接続数に制限を設ける場合はその根拠を説明すること。

ウ 利用者の認証方法はID（メールアドレス等）及びパスワードによるものとする。職員がパスワードを失念した場合は、初期化又は再発行が可能である必要があるため、当該機能も併せて有すること。

(3) 管理者機能

ア 委託者側で管理者アカウントを利用できること。

イ 管理者アカウントにより、利用者アカウントの新規登録・削除ができること。新規登録については、csv形式のデータを用いるなど一括登録できること。

ウ 管理者アカウントにより、利用者の利用ログ確認できるダッシュボード機能を有すること。利用ログの内容は、アクティブユーザー数、総利用回数、利用率の推移、消費トークン数、主な利用用途（削減時間）、生成AIの回答出力に対するフィードバックを基にした満足度とする。これらのほかに生成AI利用にかかるセキュリティやコスト面での導入効果を定量的に可視化することができる機能を有する場合は加点要素とする。また、利用ログをデータとして出力できること。契約期間中はログを保管し海上保安庁の求めに応じ閲覧できるようにすること。

(4) 機密情報漏洩防止機能

機密情報の入力をブロックする機能を有するなど機密情報漏洩防止に配慮した仕組みとすること。なお、当該機能を実現するための具体的な方法や仕組みについては、受託者の提案に基づくものとする。

(5) RAG 機能

RAGの機能は「6本実証事業の概要」で示した検証を実施できる環境を実装するほか、以下の要件を満たすこと。

ア RAGに複数の業務データを登録できること。

イ 100以上のRAGインスタンスを登録・管理可能であり、業務データファイルの保存容量は全体で500GB以上確保すること。また、これらは容易にスケールアップできる構成としていること。

ただし、契約額の範囲内で当該想定を上回って利用できる場合は、これを提案すること。

ウ RAGにおいて生成された回答には参照した業務データを確認できるよう参照文書名などと合わせて参照箇所を表示できる機能があること。

エ 登録した業務データは、委託者の組織以外から利用できないようセキュリティを確保すること。

オ 業務データの種類は PDF 及び Microsoft Office 製品 (docx、xlsx、pptx) は必須とし、スキャンされた PDF ファイルや手書き資料、音声、図表等の非構造データ等についても、LLM におけるコンテンツ生成の精度を高めるようベクトル化等の処理を施し、コンテンツ生成機能にて利用可能な状態とすること。その他のファイル形式への対応は加点要素とする。

カ 業務データについて、利用可能となる利用者を別途設定できること。

キ 用途に応じて、参照する業務データも切り替えられること。

ク 利用者がサービスを利用して得た回答毎に回答内容を評価できること。評価方法や仕組みは受託者の提案に基づくものとする。提案には以下の要素を含めること。

(ア) 評価方法

評価の具体的な方法 (例: GOOD、BAD ボタンなど)。

(イ) 評価結果の活用

評価結果をどのように収集し、分析し、サービスの改善に生かすかの具体的な方法。

(ウ) フィードバックループ

利用者の評価を基に RAG 毎に評価結果を分類できる仕組みの構築。

ケ RAG の精度向上を図るための仕組みがあること。具体的な実現方法や仕組みについては、受託者の提案に基づくものとするが、提案には以下の要素を含めること。なお、システムやサービスで自動的に実施できる場合は加点要素とする。

(ア) 業務データのチューニング

データの前処理、フィルタリング、構造化などの具体的な方法。

(イ) フィードバックループ

利用者からのフィードバックを収集し、精度向上に反映させる仕組み。

(ウ) 評価指標

精度向上の効果を測定するための評価指標 (例: 検索精度、応答速度、ユーザー満足度など)。

(エ) 職員負担の有無

これらの仕組みを運用する際における職員の負担の有無。職員の作業が必要な場合は作業内容、実施者 (管理者/一般利用者)、およびその作業時間。

コ ケに基づきチューニングを行った後の業務データは契約最終月の業務実績報告書の提出時に提出すること。

(6) セキュリティ要件

ア 入力した情報が AI に学習されないこと。

イ ユーザーの会話やファイル等を含む入出力情報は本環境内だけに蓄積し、外部への流出が発生しないようセキュリティ設定を行うとともに、当該ユーザー以外の人やクラウド事業者から保護される仕組みがあること。

また、セキュリティ対策の詳細について説明すること。

ウ 海上保安庁専用の領域を作成し、サービス提供事業者でもデータへのアクセスが制限されること。

- エ 入力データ等のログを管理者が閲覧できるようにすること。契約期間中はログを保管し海上保安庁の求めに応じ閲覧できるようにすること。
- オ 任意のグローバル IP によるアクセス制限が可能であること。
- カ 通信が暗号化されており、443 番ポートのみでの通信が可能であること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
- キ 提供するサービスの基盤となるクラウドサービスは、政府の情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）への登録があること。
- ク 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びその他の関連法令等を遵守すること。これらの法令等に抵触する行為または事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、海上保安庁に報告し、海上保安庁の指示のもと速やかに対応すること。
- ケ 本サービスを提供する施設（データセンター等）は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
- コ 本サービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。
- サ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（最新版）」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（最新版）」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（最新版）」に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じること。

(7) その他の機能

- ア 利用者が当該サービスへ入力する指示文（プロンプト）について、海上保安庁の業務で入力頻度が高いと考えられるプロンプトを容易に活用できること。なお、実現に向けた方法や仕組みについては、受託者の提案に基づくものとする。
- イ 初期の利用は汎用的な文章要約、翻訳、入力音声データ等からの文字起こし、議事録作成、プログラムコード作成等を想定しているが、このほかに業務効率化に資する機能やアプリを有する場合は加点要素とする。
また、海上保安庁の業務ニーズに応じて機能追加できる構成とすること。
- ウ 海上保安庁の業務ニーズに応じたプロンプトテンプレートの作成支援を行うこと。

(8) 運用保守管理

以下に示す考え方によって運用保守管理を行うこと。

- ア 本サービスの利用に支障が生じないよう安定稼働させること。
- イ 本サービスの稼働時間は、メンテナンス及び障害発生復旧時間を除き、24 時間 365 日とすること。また、メンテナンスや障害発生等によりサービス停止を行う際には、職員が確認できるように周知を行うこと。
- ウ SLA など一定のサービス品質を保証する基準が導入されていること。
- エ 本サービスの利用にあたり、職員からの操作方法等の技術的な問合せに対応するために窓口を設置していることとし、原則海上保安庁の就業時間に対応できるようにすること。

また、問合せ方法は原則として問合せフォーム、メール、電話等とすること。

オ 不測の事態によりクラウドが使用できない等、海上保安庁の業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに海上保安庁に連絡し復旧に向けた対応を行うとともに、今後の対応をその都度協議すること。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに海上保安庁に報告すること。

カ 運用開始後、契約期間終了までに判明した不具合は改修すること。

(9) 研修

ア 当該サービスの利用等に関する職員向けの活用研修を2回以上行うこと。研修形式は、対面方式・オンライン方式・ハイブリッド方式等の種類を問わない。なお、研修の内容は受託者の提案によるものとするが、各回の内容は以下を想定しているため、これらを配慮した内容とすること。

(ア) 1回目

生成 AI の基本、本サービスの利用方法など

(イ) 2回目

本サービスの利用実態や利用者からの声を踏まえた、より効果的な利用方法（プロンプトの作成方法をはじめとした生成 AI 活用の効果を高める方法）など。

イ 開催時期は「3 全体スケジュール」のとおり、8月及び9月を想定しているが、開催時期、内容、方法については事前に海上保安庁の承認を得ること。

ウ これら研修のほかに AI リテラシー向上に資するものがある場合加点要素とする。

(10) 導入効果の分析

ア 海上保安庁が生成 AI サービスの導入是非を検討するために本サービスの実施による効果等を分析すること。分析の内容は受託者の提案に基づくものとするが、提案にあたっては客観的な指標をベンチマークにするなど、主観的な要素を可能な限り排除すること。

イ 分析結果として以下のとおり「10. 納品物」に定める期日までに提出すること。

(ア) 「生成 AI 導入効果分析報告書（中間報告）」

翌年度以降の事業を検討する際の参考資料とするものであることを踏まえ、定量的な効果などポイントを端的に説明したものとすること。

(イ) 「生成 AI 導入効果分析報告書（最終報告）」

単に分析結果のみを説明するのではなく、今後、海上保安庁としてどのように生成 AI を活用していくべきか具体的な提案をすること。

(11) その他事業者を求める要件

ア 組織要件

(ア) AI 事業者ガイドライン共通の指針を理解・把握・対応していることの宣言が可能であること。

(イ) 生成 AI システムの開発・運用に関して、AI ガバナンス（※）が適用され

ていること。

※AIにもたらされる正のインパクトを最大化しつつ、AIによるリスクを受容可能な水準で管理する統制の仕組み・業務

- (ウ) 生成 AI システムの開発・運用において、品質や説明性を高めるため、AI 業界や最新技術等の動向を把握していること
- (エ) 情報セキュリティインシデント・生成 AI システム特有のリスクケース（事業者の責任の範囲に属するものに限る。）対応体制・手順を整備していること。（開発・運用するサービスにおいて、利用者からインシデント報告を受け付け、対応の協力をすることを含む。）
- (オ) 生成 AI システムの開発・運用に従事する者または組織について、生成 AI に関するリテラシー向上の取組を実施していること。

イ 開発・運用工程要件

- (ア) 生成 AI システムへの入出力または処理されるデータの取扱いを適切に管理していること
- (イ) 生成 AI システムの期待品質を満たすための取組を行っていること。
- (ウ) 利用している LLM はバージョン情報を含めて明示可能であること。
- (エ) 生成 AI システムに入力されるプロンプトの一部やパラメータが隠蔽されていないことの確認のために、合理的な範囲での企画者への情報開示や情報提供ができる状態であること。
- (オ) 過去のチャット履歴の保存機能や、プロンプトをテンプレートとして登録するとともに、それらのデータをエクスポートする機能を提供する技術を有していること。
- (カ) 特定のモデルの利用が主たる目的ではない場合、LLM ごとに異なる機能や動作に影響する特徴があることを考慮し、複数の LLM の中から最適な LLM を選択又は組み合わせて利用する技術を有していること。
- (キ) メジャーアップデートもしくは移行に関する生成 AI 固有の観点からリスク軽減していること。
- (ケ) 生成 AI システムのアウトプットが日本の言語環境や文化環境に即したものになる状態としていること。
- (コ) 環境に配慮した生成 AI システムを開発・提供すること。

ウ 生成 AI システムの基本機能要件

- (ア) テロや犯罪に関する情報や攻撃的な表現など、生成 AI システムによる有害情報の出力を制御していること。
- (イ) 生成 AI システムによる偽誤情報の出力の防止措置を取っていること。
- (ウ) エンドユーザーに対し、生成 AI システムの出力を人間から発せられた情報と区別できるようにすること。
- (エ) 生成 AI システムによる、エンドユーザーの意思決定の不当な誘導を防止していること。
- (オ) 生成 AI システムによる出力に有害なバイアスを含まず、不当な差別を含まない状態としていること。
- (カ) 生成 AI システムの出力が全てのエンドユーザーによって可読性の高い状態

- としていること。
- (キ) 目的外利用の防止を行い、仮に目的外利用された場合にも大きな危害・不利益が発生しないような状態としていること。
 - (ク) 生成 AI システムにおいて取得・処理・保存する個人情報について適切な取扱いが確保されるとともに、知的財産とプライバシーが保護される状態としていること。
 - (ケ) 生成 AI システム全体の脆弱性に対処し、不正操作による影響を防いでいること。
 - (コ) 生成 AI システムの開発の過程を通じて、適切にセキュリティ対策を講じていること。
 - (サ) 出力根拠が技術的に合理的な範囲で確認できる状態としていること。
 - (シ) 生成 AI システムが入力に対して安定した出力を行う状態としていること。
 - (ス) 生成 AI システムがアクセスするデータを適切な状態に保っていること。
 - (セ) 生成 AI システムのアウトプットの高度化としてインプットデータの適切な構造化を行っていること。
 - (ソ) 生成 AI システムの開発・提供のプロセスを検証可能な状態としていること。

8 料金体系及び利用料の想定

(1) 料金体系

- ア サービスの利用量（質問回数、回答回数、入出力された文字数、連携データ量など）に応じた従量料金ではなく、定額の料金体系とすること。
- イ 利用量の想定を上回る恐れがあり、利用を制限する場合は制限を加える予定日の5開庁日前までに海上保安庁と協議することとするが、利用の想定を上回っても追加費用は一切支払わないので留意すること。

(2) 利用量の想定

- 対象人数において合理的な利用範囲での利用にとどまる限りにおいて、利用制限等が発生しない利用量とすること。

9 実施体制及び支援体制・実績等

(1) 実施体制

- ア 受託者は本業務の実施に当たって、事業全体を統括する業務処理責任者（以下「責任者」という。）を配置すること。
- イ 受託者は業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）を複数とし、その名簿と連絡先を明記した作業体制表を契約後2週間以内に提出すること。
- ウ 受託者は、本業務の実施方針を明確にし、業務を円滑かつ確実に実施するためのスケジュール（年間処理計画）を管理すること。

(2) 支援体制

- ア 受託者は契約後2週間以内にキックオフミーティングを開催すること。
なお、キックオフミーティングの実施に必要な資料は受託者が作成し、ミー

ティングの前日までにデータで提出すること。

イ 海上保安庁から打ち合わせを要求した場合において、受託者は海上保安庁の要求があった日から内容によって5～10開庁日以内に打ち合わせを実施すること。

ウ 打ち合わせに必要な資料は海上保安庁の要求に従い受託者が作成し、打ち合わせ前日までにデータで提出すること。

エ 受託者は打ち合わせ後、5開庁日以内に議事録を作成し、海上保安庁の承認後に双方で保管すること。

オ 受託者は、各種相談・問い合わせを受けることができる窓口を設置すること。

カ 受託者は海上保安庁又は受託者が必要だと判断した場合等、必要に応じて作業状況や直近における予定について報告すること。

(3) 業務の実績

直近（令和3年度から令和7年度）で生成AIサービスの提供業務の取組実績があること。中央官庁との実績があるとより望ましい。

10 納品物

以下に掲げる資料等を期日までに提出すること。

提出方法は特に指示がない限り、データ及び紙面（2部）で提出すること。

(1) 業務実施計画書・作業体制表（契約後10開庁日以内）

(2) 操作手順書・運用マニュアル（令和8年8月31日まで）

(3) 議事録（打ち合わせ終了後5開庁日以内）

(4) 業務実績報告書（当該月の実績を翌月10日までに提出）

(5) チューニング等を行った後の独自データ（契約最終月にかかる業務実績報告書に併せて提出）

(6) 生成AI導入効果分析報告書（中間報告）（令和8年12月28日まで）

ア 6、7各項の目的や課題等の検証結果をまとめた報告書

(7) 生成AI導入効果分析報告書（最終報告）（令和9年3月30日まで）

ア 6、7、8各項の目的や課題等の検証結果及び海上保安庁として最適な利用方法についてまとめた報告書

11 留意事項

(1) 担当者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、海上保安庁と協議の上、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することができる。

その際には、以下の内容を記載した、再委託承認申請書を担当者に提出し、あらかじめ承認を受けること。

ア 再委託の相手方の商号又は名称、住所

イ 再委託を行う業務の範囲

ウ 再委託の必要性及び契約金額

なお、再委託先において、本事業内容書の順守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を行った場合には、受託者が一切の責任を負う。また、担当者は当該再委託の中止を請求することができる。

- (3) 受託者は業務上知り得た個人情報及び海上保安庁の機密事項について、本業務の実施に関連する目的のみに利用するものとし、契約履行期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とし、海上保安庁の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (5) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として海上保安庁に帰属することとし、海上保安庁は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとする。
- (6) 本事業内容書に記載のない事項又は業務上生じた疑義については、海上保安庁と受注者が誠意をもって協議し、対応を図るものとする。

12 その他の提案

- (1) その他、海上保安庁の生成 AI 活用等に向けた効果的な取組や機能等がある場合は提案すること。
- (2) (1) で提案した内容を実施するにあたり、別途費用（契約）が必要な場合はその旨を記載すること。なお、その旨の記載が無い場合は今回の契約の範囲内で実施するものとみなすため留意すること。

企 画 提 案 書

業務の名称 生成 AI 導入にかかる実証業務

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

海上保安庁装備技術部管理課長
下矢 浩介 あて

(提出者) 住 所 :
電話番号 :
会 社 名 :
代 表 者 :

印

(作成者) 担当部署 :
氏 名 :
電話番号 :
F A X :
E-mail :

業務実施体制

自由表記とする。

記載例

株式会社●● 業務実施体制

主な役割	従事者	所属	担当業務
実施責任者	海保 うみまる	〇〇部〇〇課 課長	業務全体の総括
担当者	海保 うーみん	〇〇部〇〇課 係長	〇〇

担当者（1人当たり1枚程度とする）

- ① 氏名、所属・役職
- ② 経験年数
- ③ 専門分野
- ④ 所有資格
- ⑤ 経歴（職歴／学位）
- ⑥ 類似業務（生成 AI に関する業務）の実績概要
- ⑦ 他業務との兼務状況（提案書提出時点で他に担当する業務を列記）
- ⑧ その他本業務を遂行するのに適任であることの説明

企画競争参加願

1. 業務名 生成 AI 導入にかかる実証業務

上記の案件の企画競争に参加いたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

参加者 住 所
企業名称
氏 名

印

海上保安庁装備技術部管理課長 殿